

福谷

市民ネットワークの福谷章子でございます。

会派を代表して、本定例会に提案されました議案第1号・平成17年度千葉市一般会計補正予算、議案第7号・平成18年度千葉市一般会計予算、議案第37号・千葉市身体障害児童福祉手当支給条例等の一部改正について、議案第48号・千葉市都市モノレール施設条例の制定について、議案第49号・千葉市都市モノレール基金条例の制定について、議案第61号・和解等について、議案第89号・指定管理者の指定について、千葉市高洲市民プールほか8施設、議案第90号・指定管理者の指定について、千葉公園野球場ほか33施設、発議第1号・千葉市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する条例の制定についての9議案について、反対の立場から討論を行います。

また、議案第7号・平成18年度千葉市一般会計予算等の組み替えを求める動議については、基本方針には共感できますが、歳入歳出の組み替え内容には賛同しかねるものもあり、賛成には至りません。

2006年度は分権改革最大の難関である三位一体改革の最終年で、地方が自由に使える予算範囲を広げ、現場に密着した住民サービスを提供するという、地方の自立に向けての財政基盤が確立するはずの年です。

しかし、今後、税制改正で低所得者層への税負担は増大し、また、介護保険見直しや障害者自立支援法による保険料や利用料の負担増が市民に強いられることになり、改革による格差の拡大と市民生活の圧迫が懸念されます。

同時に、自治体の行政体制の整備確立を目指し、さまざまな改革のうねりの中にありますが、今後の千葉市の自立を支えるのは市民との真の協働であると考えます。

参加と協働を考える場合、今まで行政が独占してきた公共性を市民に開いていくことはいいとしても、行政ができないことを市民が補完するというだけでは決してありません。ましてやコスト削減のために市民やNPOの活動を利用することでもないことをしっかりと認識する必要があります。行政がやるべきことを決めるのも市民であるべきです。ようやく動き出す市民参加条例は、これを可能とする条例であってほしいと思います。また、将来的には自治基本条例の制定を目指してほしいと考えます。

さて、2006年度の一般会計予算は3,323億円で、前年度比2.7%減となっています。税制改正や堅調な景気回復の影響により、市税収入は1,670億円で、前年比3.1%増となつてはいるものの、212億円の収支不足は基金の活用81億円、土地の売り払い25億円、行政改革推進債や退職手当債など新たな市債の活用、公共料金の新設改定による歳入の確保、事務事業の厳選見直しなどによる歳出の抑制で対応するという厳しい予算づくりとなっています。

活用できる基金もいよいよ底をつき、国に促されてようやく財政健全化プランが策定されたものの、次年度も一般会計市債発行額は521億円、債務負担行為は70億5,300万円となり、全会計合計の利子を含めた1兆3,620億円に上る借金を減らすものにはなっていません。行政改革推進債や退職手当債については、赤字地方債と認識し、地方分権を基調とした財政計画にしていく必要があります。

財政健全化プランの中で示された目指すべき財政構造の姿は余りにも無難であり、今までの施策の集約の域を抜け出ているとは思えません。1人当たり147万円にもなる借金を少しずつでも減らす方向に持っていくという決意が見られないのが残念です。

今回改定された新行政改革推進計画では、財政健全化プランのほか、定員適正化計画も5年間で総定員の4.6%、360人を純減するという目標値が設定されました。今後、指定管理者制度の活用や民間への委託が拡大されることは避けられませんが、コスト削減や人員の削減のためではなく、市民サービスの質の向上と官民の責任の明確化がしっかりと見きわめられることが大切です。

このような中で、**県との和解を成立させてモノレール資産を譲り受ける**ことは、今後の千葉市の固定的な経費負担を生み出します。県から支出される64億円のほとんど全額を政策投資銀行に一括返済するという決定に至るプロセスは、不透明と言わざるを得ません。延伸ありきの議論は総合交通ビジョンづくりの幅を狭めるおそれがあることから、議案第1号、議案第48号、議案第49号、議案第61号は認められません。

議案第37号は、**障害者や自宅で寝たきり高齢者を介護している方への福祉手当を見直す**ものです。

これまで他政令市より手厚い手当だったというのがその理由ですが、時期尚早です。障害者自立支援法の施行により、サービス利用料や医療費を応益負担で1割支払うことになり、障害者の生活への影響が心配される中での福祉手当見直しの意味が理解できません。千葉市として独自の減免策を取らないのなら、もう少し様子を見るべきではなかったのでしょうか。

経費の縮減とサービス向上を目指した指定管理者制度の導入に当たっては、一つ一つの施設の効用を十分に吟味し、指定された管理者だからこそ提供できるサービス内容が、議案上程に際して丁寧に説明されなかったことは遺憾です。特に33施設一括の管理を同一管理者に指定する議案第89号、議案第90号は、一つ一つの施設の創意工夫による市民サービスの向上を見込むことが困難なことから、賛同することはできません。

次に、議案第7号について順次申し上げます。

まず、**障害者自立支援**についてですが、障害のある方が自立した生活を営むための福祉サービスを益とすれば、障害の重い人ほど負担が重くなってしまいます。負担がきつことからサービスや医療を制限することのないよう、自治体としてもサービス量と費用負担については、本人の納得のいく形で対応するよう強く要望します。10月からの地域生活支援事業については、自治体がサービスや利用料を設定することになりますので、無理な負担のかからぬよう配慮をし、自治体独自の支援策を求めます。

介護保険については、後期高齢者の増加による介護保険会計の逼迫に備え、虚弱高齢者に対しては介護予防事業が、要支援1、2の方に対しては、新予防給付が始まります。それに伴い、介護保険料も基準額が3,100円から3,780円に値上がりします。所得階層を5段階から7階層に細分化し、所得に応じた負担を考慮したものの、税制改正の影響を受け、市民税が非課税から課税になった方に対しては、激変緩和措置が取られることになりました。所得の低い方が施設等を利用している場合は、補足給付などの負担軽減措置もとられます。しかし、今後、介護保険見直しによる高齢者の暮らしへの影響を十分調査する必要があるでしょう。したがって、発議第1号については、現時点では賛同しかねるものです。

現在示されている**千葉市地域防犯計画**については、市が示した計画案の最初に、かつての日本は地域の連帯感が強く、安全であったものが近年犯罪が急増したとして、犯罪認知件数が過去10年間で1.5倍にふえたことが強調されています。

しかし、警察庁の犯罪統計や犯罪白書などに基づく少年犯罪データベースによりますと、戦後の少年による殺人事件で件数をもっとも多いのは、1951年及び1961年です。双方とも448件、少年人口10万人当たりそれぞれ2.55人、2.19人です。これに対し、最近の2004年は62件、0.48人で、1951年の5分の1以下、1961年の4分の1以下に過ぎません。

また、本年2月25日の朝日新聞に掲載された子供の安全と社会では、次のように述べています。

警視庁の犯罪統計書でも、殺害された小学生の数は、90年代以前と比べて人口比でもかなり減少しており、実数で見ても76年の100人、82年の79人に対し、2004年は26人である。なのになぜこんなに犯罪への不安が高まっているのか。今問題となっているのは、客観的な治安悪化ではなく、あくまでも体感治安というイメージの悪化である。問われているのは、犯罪対策ではなく犯罪不安対策なのであると。

市は冷静に数字を分析し、不安をおおることのないようにすべきです。また、計画づくりでは治安管理の強化に安易に流れず、コミュニティ復活の名のもとに同調性を強いたり、障害を持つ人や外国人などが排除されないような地域社会づくりに向けた計画にする必要があります。

また、市内防犯パトロールや防犯ネットワーク、地域防犯活動への支援においても、同様な視点での対応が大切であると考えます。

国民保護計画については、国民保護協議会を設置し、国民保護計画を策定することとしていますが、有事・国民保護法制関連法においては、基本的人権の尊重が明記されています。市は、法にも書かれているから人権侵害はないものと考えたとの説明をされてきましたが、憲法の大きな柱である基本的人権の尊重がわざわざ明記してあるということは、この有事・国民保護法制には、基本的人権の尊重に抵触する事態が想定されていると考えざるを得ません。

そして、市民の命や財産にかかわる重大な計画でありながら、市民の多くが知るところとなってい

ないことも問題です。市は人権擁護の意味で弁護士やさまざまな立場の市民の十分な意見の反映を保障すべきで、国が示した計画によって次年度内につくり上げようとするような拙速なる計画づくりには反対です。

また、協議会メンバーは、ほとんど防災協議会構成メンバーと重なっています。しかし、地震、台風などの自然災害と有事とは根本的にその性格は異なります。先日行われた県と富浦町の児童を含めた訓練は、戦後の教育現場の中でも突出したもので重大な問題があります。有事と災害時の違いについて、市はしっかりと認識した対応をしていただきたいと思います。

千葉県消費者条例の改正については、消費者の権利尊重と自立支援を基本とした消費者基本法への対応として消費者保護条例の全部改正が提出されました。消費者問題が深刻化、多様化する中で求められてきたものであり、特に被害者となりやすい高齢者や若者への周知や対応が重要です。また、同様な犯罪などが知られないうちに広がることもあり、ほかの自治体などとの連携も図り、悪質な業者などの情報は公表など、迅速な対応が求められます。

今後、市民からの相談も増加することが予想され、また、多様な問題に対処するためにも体制を強化する必要があります。市の責務などが明記されていますが、立入調査、指導、勧告、公表なども含め、しっかりと行っていただきたいと思います。

地域防災対策についてですが、市は避難場所の耐震性については、災害があった後、大丈夫かどうか診断してから市民に避難してもらうとのことでした。避難場所として指定された施設であれば、市民は当然耐震化が図られているものと考え避難してくるでしょう。

現在、学校や公民館、コミュニティー施設が避難場所と指定されていますが、老朽化した学校の体育館は建てかえるまで放置されるなど、耐震対策のおくれは問題です。早急なる対処が必要で、このようなところにこそ、十分なる財源を充てるべきと考えます。

若者の就職支援では、ニートやフリーター対策として保護者向けの啓発講座が開催されます。悩みを持つ保護者にとっては、じっくりと相談できる場の設定も必要です。利用者のニーズに対応できる有意義な内容になることを求めます。

ユースリーダーの養成については、第2次5か年計画の中で高校生や大学生を対象に青少年活動リーダーを養成する研修を予定しているとのこと。地域社会の担い手である若者にとって、地域のさまざまな活動に参加する機会や能力を発揮する場が必要です。しかしながら、参加する機会や場が少ないこともさることながら、若者自身が参加意欲に欠けるということも事実です。今後、若者自身の潜在能力が引き出され、地域社会づくりに参画できるような若者が育つことを期待します。

若者の支援は就職支援のみならず、包括的な支援が必要です。そのために、市民局、保健福祉局、教育委員会、経済農政局など横断的、かつ全庁を挙げて千葉市の次代を担う若者支援の取り組みを進められるよう要望いたします。

JFEスチールの違法排水問題では、本年1月にダスト精錬炉が試験的に再稼働いたしました。直後、環境基準を超えるシアンが確認されたとのこと。シアン対策専門委員会に引き続き、来年度は新しく環境問題対策専門委員会を設置すると伺い、新たな取り組みを評価いたします。

蘇我臨海部地区では、町の近くに工場がある、いえ、工場の近くに町をつくるという、市のそもその姿勢に会派としては疑問を感じてきたところ。今後、市民が安心して暮らしていけるよう引き続き事業者への立入検査を強化、指導していくことを強く求めます。

下水道行政について申し上げます。

都市化により雨水は浸透から排除すべきものとして、安全に早く多量に排出するための河道整備が主流として進められてきました。しかし、近ごろでは地下水の枯渇による下流域の地盤沈下やヒートアイランド化を防ぐ雨水浸透が進められています。雨水浸透施設による流出抑制の効果は確認されていますので、従来の河道整備にかえて、上流・中流域での宅地内の貯留、浸透も含め、雨水浸透策を積極的に進めていただきたいと思います。

さらに、次期5か年計画では、浸水被害の原因究明や対策を効率的に進めるために、降雨と流量の観測を実施することや、河川については洪水ハザードマップを作成するとしています。こうした取り

組みを地域住民と一緒に作り上げていくことが必要で、浸水被害の実態把握や降雨と流量の観測を市民参加で行う取り組みを進めるためのシステム構築を進め、市民みずから考え、浸水被害を防ぐなど、治水にかかわるための取り組みを進めていただきたいと思います。

下水道局における中央・南部浄化センターの維持管理業務において、経営の効率化、健全化を目指して平成 18 年度及び 19 年度に包括的民間委託を検討するとのことです。平成 10 年度から同施設の維持管理業務委託の執行実績を見ますと、指名競争入札の落札率はすべて 99%以上となっており、神わざとも言える結果です。今後の包括的民間委託の検討に当たっては、単に費用の削減だけではなく、入札のあり方そのものから見直すことも必要です。

都市行政については、都市計画法が大きく見直され、今まで拡大を続けていた市街地整備も縮小し、既存市街地の充実といった方向性が出されています。都市計画道路の見直し、密集住宅市街地の住宅、住環境の整備は、今後重要な施策となると思います。手つかずのままに縮小された戦災復興計画を防災という新たな位置づけで都市政策とすることや、市民とともに都市計画道路の見直しを行うことなどを通し、業務核都市構想などにに基づき、新総合ビジョンに掲げられた現在の千葉市の都市計画を全体として見直されるよう期待いたします。

北総中央用土地改良事業は、未確定の受益者にかわり市が費用負担をし、畑地整備を進めることを前提に、水を確保する事業です。そのための大きな負担は受益者ばかりではなく、市民の納得のもとに進める必要があります。補助金として支出している国営事業の負担金は、幹線用水路について既に当初受益面積割で負担する基本方針が出されているようですが、覚書の見直しに当たって公平性が保たれるよう臨む必要があります。

水道行政については、中期経営計画は 5 年計画に基づき策定されたとのことです。第 3 次拡張事業計画が下方修正されたと考えられますが、2015 年の最終目標計画値は見直されないままとなっています。早期に見直すとともに、新たな浄水場計画、配水管網の整備なども実効性のある計画なのか検証し、見直しをすべきではないでしょうか。また、県内水道のあり方について、市として傍観するのではなく、積極的に市民にとって有効な水道事業を展開するべく見解を明らかにする必要があります。

学校教育においては、スクールカウンセラー、図書館指導員、フレンドリーチューター、英語指導の外国人、特別教育指導員など、子供にかかわる人材をきめ細やかに配置していますが、本来は正規の教員による少人数学級の実現を目指すことを望みます。

また、既存校へのエレベーター設置や学校生活サポートなど障害児受け入れのための環境が整いつつあることから、今後はさらに受け入れのための全教職員の意識啓発を一層図られることを望みます。

児童生徒の安全対策では、2005 年 6 月からセーフティウォッチャーが、郵便局の方々も走るセーフティウォッチャーとして 2005 年 4 月から業務中に見守りを行っているとのことです。子ども 110 番の家もコンビニエンス店舗にもステッカーが張られ、新たに医師会、歯科医師会、薬剤師会の方々へも協力を依頼しているとのことです。セーフティウォッチャーにしても、子ども 110 番の家にしても数の拡大を目指していますが、最終的に求められるものは、数の拡大よりも人と人とのつながりをつくっていくことであると考えます。見守る大人たちが、熱心のあまり監視的、強制的になることなく、緩やかな関係性を築きながら子供たちを温かく見守ってほしいものです。

なお、**養護を必要とする子供たち**は依然として増加しています。千葉市の児童養護施設ほうゆう学園については、子供と職員との安定的な関係が保たれるよう指導監督の継続を要望します。

以上、主な施策に関しての問題点と今後の課題を申し上げ、市民ネットワークの反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。